◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○松本委員長　次に、長妻昭君。

○長妻委員　民主党の長妻昭でございます。

きょうは、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

戦後最大の生活保護法の改正がここで議論をされております。と同時に、ことしの八月からは、戦後最大の切り下げ幅である、生活保護費の切り下げというのも実行がなされるわけでありまして、非常に曲がり角に来ているというふうに思っております。

生活保護法は、ほかの法律と違いまして、最後のセーフティーネットということで、これにほころびがあると次は死が待っているとなりかねないので、非常に機微に触れる条文の解釈をめぐる議論というのがあると思います。

ケースワーカーの方とも話しましたし、元ケースワーカーの大学の先生とも話しましたけれども、結局は運用なんだ、こういうようなお話もございますので、きょう、いろいろなお話をお伺いしていきたいと思います。

まず、最大のポイントは、二十四条というのが新設をされまして、つまり、これまでは、生活保護を受ける際の申請書類について、条文には規定がなくて、省令の規定であった。これが条文に格上げをされた。水際作戦が合法化されるのではないかという懸念も世の中に広がっているところであります。

これについて、その二十四条が入った経緯をお伺いいたしますと、これは、村木局長に我々の、民主党の部門会議でお伺いをしましたところ、初めは二十四条はなかった、つまり、申請書類の法文化、法律に格上げする条文化はなかったけれども、内閣法制局と話すうちに、調査権限が強まるのであればその条文も入れた方がいいんじゃないのかというふうに、内閣法制局からの指摘があって入れた、入れざるを得ないというような趣旨がありました。

その後、いろいろな議論の中で村木局長は多少言い直して、法制局からの指摘もあるが政府全体で決めた、こんなような御答弁があったわけですが、村木局長、これで間違いございませんか。

○村木政府参考人　民主党の会議で私が説明をしたときに、私は、法制局からのアドバイスというふうな言葉を使ったというふうに記憶をしております。法制局から技術的なアドバイスをいただいて、政府全体として決定をした、厚生労働省の責任において決定をしたということでございます。

○長妻委員　先ほど、冒頭、私は、この生活保護法というのは非常に機微に触れるものであると申し上げました。二十四条が、申請書類が条文に、その申請書類の書面の中身も条文に書き込まれるというのは、非常に世の中に不安、不信が広がっておりまして、技術的なアドバイス程度であればこれは削除して、入り口については従来の、今と同じような扱いにするというのが世の中の疑念を払拭するし、自治体も含めて、非常に従来のままというメッセージ性にもつながると思うんです。

内閣法制局長官に来ていただいておりますけれども、これは、どうしてもこの二十四条、書面の中身を、規定を条文でしないといかぬ、こういう強い内閣法制局の主張というのはあるんですか、ないんですか。

○山本政府特別補佐人　お答え申し上げます。

今回の生活保護法の改正法案におきましては、二十八条と二十九条という形で調査権限を強化することになっております。そうした中で、当局の担当者といたしましては、その調査等の対象となる事項については、まずは申請者から求めることが法律に規定されている方が法律上首尾一貫したものになる、その方が望ましいということで、法案の下審査の段階でそういうことを指摘したというふうに言っております。

これに対して厚生労働省の方におかれましても、保護の決定のために必要な事項については申請者から申請の際に求めることは、現在の厚生労働省令でも規定されているところでもあり、特段の異論はなく、結局、第二十四条第一項、第二項とし

て法律案に規定することになったものと承知しております。

○長妻委員　私の理解では、この二十四条をめぐって、かなり現場では、あるいは保護を受けておられる方、あるいは貧困層の方、あるいは支援団体の方に強い不安が非常に広がっている。村木局長は、技術的アドバイスなんだと。今、法制局長官は、その方が望ましいんだと。この程度の話であれば、私は削除をしていただくということが非常にいろいろな意味で必要なんじゃないかと思うんですが、法制局長官にもう一回お伺いしますが、その首尾一貫性で、この条文はどうしてもなければいけない、そういう強いこだわりがあるということなんですか。

○山本政府特別補佐人　この二十四条第一項、第二項につきましては、実は、このような規定がなければ論理的には誤りというものではございません。

それで、これを規定することで、先ほど申したような法律上首尾一貫することになるという趣旨のもので指摘したわけでありまして、その指摘を受けてどのように対応するかは、それは厚生労働省の御判断によるものと思います。

○長妻委員　論理的な誤りではないと。私も法制局の御担当の方とお話ししましたら、そういう趣旨なんです、入れれば入れたで望ましいと。

初め、厚生労働省は二十四条、これは入っていなかったわけですから、法制局がそういう趣旨でありますから、こだわる必要は私はないと思いますので、村木局長、これは削除というのはできないんですか。

○村木政府参考人　閣法を提出している立場として申し上げます。

法制局の審査も受けて、法律的な首尾一貫性がその方があるということでございましたので、そういう整理をしたということでございます。

運用は変えないと大臣からも御答弁をいただいたとおりでございますし、法律上、より規定が明確になって、何が入り口で必要があるかということが明確になるという点では、法律上の首尾一貫性、整合性としてはよろしいかということで、私どもは提出をしたところでございます。

あとは、この国会の中で御議論をいただいているわけでございますので、閣法を提出した立場として申し上げます。

○長妻委員　何だかこれは、本当に生活保護の方々の現状や不安や、機微に触れる運用の現実を御存じなのかどうか。

ちょっとアドバイスされたから二十四条を入れたと。これは、入れれば大騒ぎになるというのを本当は予測しないといけないんですね、担当局長として、あるいは政府として、大臣もそうですけれども。もう出しちゃったので、手続的にもう終わっちゃっていますから、あとはちょっとどうにかしてくださいというような趣旨の発言にも聞こえるわけです。

これは大臣にお伺いするんですが、この条文があってもなくても運用は変わらないんだ、しかも、それはあった方が望ましいけれども、論理的に別に矛盾があるわけではないんだというような趣旨の答弁がありましたけれども、これは大臣、やはり疑念がいろいろありますから、そういう意味では、同じであれば削る、こういう御判断はいただけないですか。

○田村国務大臣　今、村木局長も言いましたけれども、実態は変わらないということでございます。

確かに、この二十四条というものが入った中で、世の中で、これで窓口で申請を要するに受け付けてもらえないというような心配、不安、そういうものが、保護を受けられる方々にとって、不安な思いをされたということに関しては、我々、十分に情報発信できなかったなということで、申しわけなく思っております。

ただ、こうやって国会でいろいろな御議論をいただく中で、今、この現状でも、そういう案件がいろいろと言われて、お叱りいただく部分もあるわけでありますけれども、こうやって改めてこの問題が注目をされる中で、実はそういうことではないんだ、ちゃんと受理はされる、その上で、必要な書類の中において保護決定をされていくわけでありますから、改めてこれを周知させていただくという意味では、委員等々からこの問題を御指摘いただいたということは、我々は真摯に受けとめさせていただくと同時に、あわせて、各自治体担当者会議におきまして、我々はしっかりと伝えさせていただいたわけでありますけれども、改めて、各地域には、各自治体には周知徹底を図らせていただきたいというふうに思っております。

○長妻委員　議場の皆さんも傍聴の皆さんも、たくさん来ておられますけれども、不思議に思いま

せんか、今の答弁。つまり、二十四条という条文があってもなくても運用は同じなんだということであれば、これは疑念を呼んでいるわけですから、なくてもいいじゃないですか、二十四条。しかも、何か法律の要件というか理論的におかしいということであればそれは入れなきゃいけないんだけれども、そういうことでもないということであれば取ってくださいよ。

○**田村国務大臣**　今、長妻委員もおっしゃられましたとおり、法律としてよりいいという、つまり、調査権限を強化するという意味と、その中においては、必要な書類等々に関して、ちゃんと申請時にこういうものの調査の対象というものが明確になるという意味では、それは法律としてはよりいいと、今、長妻委員はおっしゃられたわけでありまして、そのような意味で入れさせていただいたわけであります。

運用実態は変わらないということでございますし、そうじゃないとよく御指摘をされるような案件が言われるわけでございますから、現行でも、窓口で、実際問題、申請を受け付けないというような事例があるのではないかというようなことも言われておるわけでございますから、そういうことも含めて、ここで、より大きな、このような形で、一つの焦点といいますか、問題というふうな御指摘をいただく中において、我々は、これは今までと変わりません、しっかりと各自治体の窓口においては、まずは受理をしていただくということはやらなきゃいけないわけでありますから、そうしてくださいということをさらにお伝えさせていただくわけでございまして、これを契機にさらに徹底をしてまいりたい、このように思っております。

○**長妻委員**　比較考量という言葉があるんですよ。つまり、どちらの利益が大きいのかというのを比較考量する。

確かに、法制局長官もおっしゃられました、その方が望ましい、望ましい程度の話もあると。しかし、二十四条を入れると、皆さんは運用は変えないと言っても、本当に皆さんの手から離れて、法定受託事務とはいえ、それはいろいろな雰囲気、世の中の風、世論、あるいは地元の現場の雰囲気などなどで、そういう疑念を、戦後最大の改正ですから、持っておられるわけですよ。だから、なぜ、二十四条をもう削ろう、そんな疑念、心配をかけて申しわけなかった、削る、こういうふうに言えないのかというのが非常に不思議なんですね。

大臣、どうしてもこれを削れないのは何でなんですか、比較考量論でも。

○**田村国務大臣**　先ほど来申し上げておりますが、まず、何ら変わらないということは御理解をいただいたというふうに思います。

ですから、変わらないですから、要は、御心配いただいておるような形にはならない、させない。させないというのは変でありますけれども、逆に言うと、そうならないように、さらに徹底をしてまいりたいという意味では、それは変わらないということはもう御理解をいただいたというふうに思います。

では、なぜ、それならばこれを取れないかと。それは、もう国会の方に提出をさせていただいておるということでございますので、提出をさせていただいたものの中において国会で御議論をいただきたいということでございます。

○**長妻委員**　これがよくわからないところなんですね。

つまり、運用は変わらない、変わらないけれども削らないというのは、どうして二十四条を削らないのか、何か違う話になるのかどうかというように思ってしまうんですよ。

ですから、これについて、大臣は内閣の立場で今答弁されておられますけれども、閣法ということで、一回閣議決定をされたというのはわかりますが、ただ、それは、仮に誤りであれば、議院修正ということだってあり得るわけですから、自民党の厚生労働の専門家の立場としてはどう思われますか、削除ということについて。

○**田村国務大臣**　今、自民党には立派な厚生労働関係の議員の方々がたくさんおられるわけであります。私は今、政府の人間でございますので、与野党間のいろいろな話し合いという中には加われないわけでございます。

適正な御判断をしていただく中において、この御審議を進めていただけるものだというふうに思っております。

○**長妻委員**　これは配付資料にも書いてありますけれども、調べていただくと、私はてっきり、申請書類のことというのは、いろいろな保険などで全部条文に書いてあるものだと思っておりましたが、全然そうではありませんで、国民年金法でも

全く条文で申請書のことは触れていないし、雇用保険法でも触れていないし、児童扶養手当でも触れていないし、児童手当でも触れていないし、国保でも触れていないし、障害者総合支援法でも触れていない。主要なものを見ていただきましたけれども、触れていない。

ただし、最近できたというか、介護保険法では、申請書類は出しなさい、これは書いてあるんですね、条文に。ただ、配付資料の六ページでありますが、今回の生活保護の改正案のように、保護の開始または変更を必要とする事由とか、あるいは、援助をしてくれる者の状況とか、あるいは、今まで受けた援助の将来の見込みとか、こういうものも書きなさいと法律で文書の細かいところまで規定しているものというのは、介護保険法でもないわけであります。

ほかの法律で余り見られない、社会保障関係にないものをここだけなぜ入れるのか。ほかの法律だって、不正を防止するため調査権限があります。そこがわからないところなんですが、いかがですか。

○田村国務大臣　まず、申請書類を出していただくというのは、それは口頭にしろ、いろいろな手続をする上において、何においても必要だということは御理解をいただいていることだというふうに思います。

それを今回入れさせていただいたわけでありますけれども、その中において、所得、収入等々を含めていろいろなものが具体的に書いてあるのはなぜか、こういうような御指摘でございますよね。

一つは、やはり生活保護という制度が、もう委員も御承知だと思いますけれども、資産調査、特にミーンズテストというような、いろいろな状況をしっかりと確認させていただくということが前提である。これは、ある意味、国民の信頼性というものも含めて、しっかりとした調査をさせていただくというものが、他の制度と比べて一番そこのところも厳格であるという中において、このような形で書かせていただいておるということでございまして、そこは厳格であるということは委員も御理解をいただいておると思います。

そのような意味で、ほかの制度と若干なりとも違っておりまして、具体的にこのような形で書かせていただいておるということであります。

○長妻委員　私の理解では、いろいろな専門家とも意見交換しましたが、やはり書類の詳細について法律の条文で書くというのは、これはバランスを失しているというような意見もあるわけですよ、ほかの法律にもほとんどありませんから。

六ページですけれども、結局、今までは法律でなかったもので、法律で規定される文書の具体的中身。こんな法律は余りないと思うんですが、申請者の氏名及び住所、あるいは、要保護者の職業及び申請者との関係、保護の開始または変更を必要とする事由、これは全て法律で条文に書いてあるわけです。そして、資産申告書、収入申告書、働いて得た収入、働いて得た収入がない者、恩給、年金等による収入、その他保護の決定に必要な書類。

ここまで細かく書いてあると、これは窓口の運用として、法律にきちっと書いてあれば、これがなければやはりそれはなかなか先に進めませんというような趣旨に、これは皆さんの思いとは別にひとり歩きするのではないのか、こういう強い懸念がありますので、今の質疑でも、私は、これを聞いている方もおかしいと思われるんじゃないかと思います。望ましいだけで、これだけ多くの不安、不信を与えている条文を残していくというのは、ほかに他意がないとすれば、それは削除していただきたいというふうに強く申し上げます。

次に、生活扶助ＣＰＩのことをお伺いします。

これは、冒頭申し上げましたように、戦後最大の生活保護費の切り下げがことし八月に実行されるわけであります。これについて、何でそれだけ戦後最大の切り下げ幅なんだといったときに、平成二十年と二十三年の物価を比べると、特に生活扶助ＣＰＩ、生活扶助の方の買うような品目を比べると、四・八％物価が下がっている、だからそれに見合って生活保護費も下げるんだ、こういう生活扶助ＣＰＩという指標をつくられたんですが、ちょっと中身を分析しますと、統計的にもおかしなやり方がなされているというふうに私は感じるんですね。

どういう意味かというと、平成二十二年で実は総務省が調べる品目が入れかわっているんですね。削除された品目もあるし、追加された品目もあるし、統合された品目もある。平成二十年の生活扶助ＣＰＩの調査対象品目は四百八十五品目なんですよ。ところが、平成二十三年は五百十七品目なんですよ。つまり、買い物かごに入れる品目が、

平成二十年と二十三年、違う品目の物価上昇を比べて、これは四・八％も下がったので生活保護もそれだけ下げますというのは、統計的にもおかしな話だと思うんですが、いかがですか。

○田村国務大臣　このＣＰＩの話ですけれども、五年に一回中身を見直すんですね、総務省の中において。そのときに、いろいろな考え方はあるんですけれども、普通といいますか、一般によく言われておりますのは、そのときに、一つは、これはラスパイレスを使っていますから、どうしても年数がたってくると上方に物価自体がバイアスがかかるという問題があります。

この上方バイアスの問題は、一つは今ラスパイレスを使っているという理由なんですが、もう一つは代替の弾力性という問題がありまして、例えば、安いものを皆さんは買うわけでありますけれども、バスケットの品目が変わらないという話になりますと、安いものを買わずに、高どまりしているものが物価の中で対象になる、こういうことになりますから、より実態に合わせるという意味からすれば、五年に一度品目を変えるということでございますので、そのような性格上、これは品目が五年ごとに変わる。

そのちょうど間に今回の我々の調査が入るということでございまして、逆に言うと、バイアスを直す、より実態に近い消費の中での物価、つまり生活に一番影響のある物価という意味合いで総務省が算出してきておるものだというふうに認識いたしております。

○長妻委員　これはちょっと大臣、実際の中身をおわかりになっていないんじゃないでしょうか、今の答弁は。

総務省もきょう来られているので、お伺いしますけれども、総務省も、ＣＰＩ、これは全体の物価の指数、ＣＰＩを出しておられるわけで、確かに総務省のデータでも、平成二十年に品目の入れかえがありますから、例えば平成二十年と二十三年を比べるときに、総務省の全体のＣＰＩも、それは品目が違う同士を比べる。

ただ、違う同士を比べるときには統計学的にやらなきゃいけない調整があると思うんですが、どういうふうに総務省はやられているんですか。

○坂本副大臣　今委員おっしゃいましたように、消費者物価指数は五年ごとに基準を改定しておりまして、品目と、そしてそのウエートの見直しを行っております。

言葉で言うと非常に難しくなるわけですけれども、十七年基準の指数と二十二年基準の指数とを二十二年基準で比較するためには、基準時点であります平成二十二年におけるそれぞれの基準の指数の比を算出して、それを用いて、十七年の指数を掛けて二十二年基準の指数に換算する、そういう方法をとっております。

○長妻委員　だから、厚労省はそれをとっていないわけですよ。何でとらないんですか。

○田村国務大臣　ちょっと今の、よくわからなかったので、もう一度御説明をいただければありがたいと思います。

○須江政府参考人　改めてお答え申し上げます。

私ども総務省が作成しております消費者物価指数は、五年ごとにその基準を改定しておりまして、先ほど副大臣が申し上げましたとおり、品目やウエートの見直しを行っております。

その際、家計のバスケットの中身に応じて品目を見直しておりまして、家計の消費の中で一万分の一以上の消費を占める品目を選定しているという意味で、品目やウエートの見直しを行っているわけでございます。

そして、例えば平成十七年基準の指数と二十二年基準の指数とを二十二年基準の方で比較するということのためには、基準時点である平成二十二年におけるそれぞれの基準の指数、品目ごとの基準の指数の比を算出いたしまして、これを用いて換算するという方法をとっているということでございます。

○田村国務大臣　今、補正をしたものも発表されていますけれども、補正していないものも発表されておられますので、二つあるということであります。

○長妻委員　では、今の総務省の基準で補正した数字を教えてください。（田村国務大臣「何をですか」と呼ぶ）補正した数字。

○田村国務大臣　これをやろうと思いますと、多分、品目一つ一つ見直すという話になってまいるというふうに思います。（長妻委員「いや、違う、違う」と呼ぶ）いやいや、それは、品目を見直さなきゃできないんですよ。

というのは、なぜかというと、現行の品目で、以前の品目、つまり、それに置きかえて割り戻すという手法でございますから……（長妻委員「違

う、違う」と呼ぶ）そうじゃないんですか。ちょっと御説明を、私はそう理解していますから。

○長妻委員　これは、今の総務省の説明は、平成二十二年に品目が大幅に入れかわったわけですね。平成十七年から二十二年は、品目は入れかわっていないんです、基本的に。だから、平成十七年、十八年、十九、二十、二十一、二十二を、それぞれ物価の指数を出して、それぞれ比較をしていく。そして、そのときに、二十二年の物価の指数を一〇〇と置きかえて、それぞれその前の年も含めて、それで比例して指数を出していく。

そして、二十二年は一〇〇ですから、二十二年から品目が入れかわりますから、二十二年スタートで、二十二年を一〇〇として、二十三年の指数を決めていく。これは換算比率とか接続指数というんですが、そういう操作をされたものもあるとおっしゃられたので、厚生労働省もそれを総務省と同じようにして発表しないと、ＣＰＩの本来の趣旨とは異なる、私は間違っている可能性があると思うので、その補正値を発表してくださいと。先ほど、あるとおっしゃったんだったら。

○田村国務大臣　まず、それは間違っているというわけではないと思います。そういう補正したＣＰＩも発表されておられるということでございますので……（長妻委員「誰が」と呼ぶ）総務省。補正する前のというか、生のＣＰＩも出されておられるわけでありまして、それは、今、委員がおっしゃられた補正のＣＰＩだけが世の中で流布されているわけではないということでございます。

そこは御理解をいただくという前提で、今、補正というのは、技術的に補正を総務省がされておられるんだと思いますが、改定前の品目で算出したと書いてありますから、要するに、改定前と改定後の、つまり、改定後の品目で二十二年を置き直すというような話になってまいりますので、これに関しては、違うか。ごめんなさい、ちょっと検討させてください。（長妻委員「ちょっと、速記をとめてください」と呼ぶ）

○松本委員長　速記をとめてください。

〔速記中止〕

○松本委員長　速記を起こしてください。

田村厚生労働大臣。

○田村国務大臣　非常に技術的でややこしい話なので、申しわけありません。

申し上げますが、平成二十年の分の総合ＣＰＩを、改定前品目で算出した平成二十年総合ＣＰＩ掛けることの、改定前品目で算出した平成二十二年総合ＣＰＩ分の改定後品目で算出した平成二十二年総合ＣＰＩということでありまして、いずれにしても、品目を置きかえないと出ない、先ほど私が申し上げたとおり。

機械的に出る話ではなくて、一度品目を置きかえてもう一度試算をし直さなければ出ないというようなものでございますので、今回は採用しなかったということであります。

○長妻委員　非常にこれは乱暴な話だと思うんですね。こんなＣＰＩ、少なくとも私は聞いたことがないわけです。

今、補正とおっしゃいましたけれども、これは総務省も、ＣＰＩは、基本的にはそれが基本なんですよ、品目が変わるときの手法というのは。

ですから、私が申し上げているのは、四・八％も物価が下がっちゃった、生活保護、ＣＰＩ。これは十九ページにもお示ししておりますけれども、これは総務省の資料でありますが、収入が低い人ほどデフレの恩恵を受けないんですね。収入が低い人ほど、その人たちが買う買い物かごの商品というのは、お金持ちが買う買い物かごの商品ほどは下がらないんですよ。

ところが、これを見ていただくと、おかしな数字が出ているは十八ページでありますけれども、生活保護の方々が買う品目は、平成二十年と二十三年を比べると四・七八％も下がっているから、その分、生活保護費を下げる。しかし、一般の方全体では二・三五％しか下がっていない。これはおかしいんですよね、どう考えても。

ですから、そういう計算をしているというのは問題があると思うので、総務省基準でＣＰＩを計算するのであれば、生活扶助ＣＰＩと銘打っているからには、総務省と同じような今の計算の田村大臣がおっしゃったものをぜひやっていただきたい、かなり数字は違うと思いますよ。

○田村国務大臣　今も申し上げましたとおり、我々は、総務省の数字というものは二つあるわけでありまして、これも一つ発表されている数字でありますけれども、以前の品目でやらせていただいておるということでございますので、その当時の生活の実態というものは、そういうような品目で買われておられたわけでありますから、それと合わせて、現行の品目の実態に合わせたものとの対

比の中で示させていただいておるということでございます。

○長妻委員　これは、田村大臣、おわかりになっておられるのか。

もう一回繰り返しますと、なぜおかしいと言っているかというと、平成二十年の生活扶助ＣＰＩ、生活保護の人が買う買い物かごの中身は四百八十五品目。平成二十二年に品目が大きく入れかわったので、平成二十三年と比べているわけでありますが、平成二十三年は五百十七品目の買い物かごの品目になって、四百八十五品目と五百十七品目、単純にふえたものじゃなくて、減ったものもふえたものも統合されたものもあって、違っているんですよ、品目が。違うもの同士を単純に比較して引き算して四・七八％というのは、これはおかしいですよ。

だから、申し上げているのは、換算比率などの、総務省が使っているような適切な統計的補正値をちゃんと入れてくださいよ。何か不都合があるんですか、それを入れるのは。

○田村国務大臣　足元の消費の実態というものが今回のバスケットの中にあるわけですよね。それがどれぐらい下がったかということでございますから、それがどこか問題があるのかという話であろうというふうに思います。

○長妻委員　ちょっと、かなり驚く答弁なんですね。

つまり、平成二十二年に品目が変わっているわけですよ。確かに二十三年の指数は足元ですよ。それは二十三年は足元ですよ。これは比べなきゃいいですよ、指数を。ただ、二十三年の指数と全く違う二十年の指数を引き算しているわけですよ。引き算してマイナス四・七八という数字を出して、それで、これが生活保護の人たちが下がった物価だから、この分を下げますというのは、これはおかしいですよ。どうなんですか。

○田村国務大臣　今、指数とおっしゃられました。要するに、そのときの消費の実態、つまり、そのときの、いろいろなものを買う、中身も違うでありましょう。それで指数化して、そのときの消費の実態に合ったものでありますから、今の足元の消費の実態に合ったものですよね、今のものを。だから、それとそれを単純に比べて物価が下がったという話にはならないのであろうと。

全体として指数化していますから、そのときの消費の実態に合わせて指数化した物価、そこから今回の実態に合わせて指数化した。つまり、より生活の実態に即した消費、これに指数化したもので差を見ておるわけでありますから、そこは実態に即しておるというふうに考えております。

○長妻委員　今の理論は田村理論ですよ、厚労省田村理論だと思います。総務省はそういうふうにしていませんもの、そういう発想じゃないですから。

総務省、もう一回、換算比率のやり方をちょっとわかりやすく説明いただけますか。

○須江政府参考人　重ねてお答え申し上げます。

総務省が作成しております消費者物価指数は五年ごとに基準を改定しておりますが、五年ごとの基準時点での家計のバスケットの中身を、一万分の一以上消費される品目について、そのウエートを整理して、その上で見直しを行っているわけでございます。

そして、例えば、十七年の基準の指数と二十二年の基準の指数を、新しい方の基準で比較するためには、新しい基準年である平成二十二年における十七年の品目の指数と二十二年の指数を両方出しまして、その比を使って、逆算して十七年と比較するということをしております。

○松本委員長　田村大臣、今のを受けて、どうですか。

○田村国務大臣　ですから、私、先ほど来申し上げておりますとおり、例えば、二十一年なら二十一年の生活保護家庭がどういうものを消費しておられたかというものと、それから、二十三年なら二十三年、二十四年、そこで消費しておられたものとの、要するに、生活実態に合わせたものの指数ですから、指数と指数を比べるという意味では、それは全体の、そのとき買っていると思われるものから算出した指数ですから、まさにそのときの生活消費実態に合わせた指数同士を比べておるということでございますから、それは一つの考え方であろうというふうに思いますが。

○長妻委員　総務省はそういう考え方をとっていないんですよ。やはり公正にやるために、今のような、換算比率を出して、私もそっちの方が正確だと思いますよ。しかも、これは数字がかなり変わるわけですから。

そうしたら、大臣、ぜひ総務省標準の計算、生

活扶助ＣＰＩもやっていただけますか、これはできますから。

○田村国務大臣　ですから、先ほど来申し上げていますとおり、もともと生活保護というのは、本来は、どういうふうに推移してきたかというと、民間最終消費支出というものに合わせてきたわけであります。

そういう意味からすると、消費というところに重きを置いておるところがあるわけでありまして、まさに生活保護世帯の消費ということを考えた場合に、消費実態というものは、いろいろなもの、その時代、その時代で買うものが違うわけでありまして、それに合わせて総務省がバスケットの中に入れておると。それを指数化したものを比べるのが、そのときの生活保護家庭の買っておられる内容、それに即しているのであろうというふうに思うわけでございますから、指数同士を比べるというのは一つの考え方であろうと思いますので、それがなぜおかしいのか、ちょっと私は理解ができないという話であります。

○長妻委員　これは大臣、なぜおかしいかというと、総務省はそういう考え方でやっているんですよ、ある程度適切に。これは完全に品目が変わっていますから、完全にはできないですけれども、総務省はそういうふうにやっているんですよ。何で厚労省は、生活扶助ＣＰＩといって何がおかしいかわからないというのは、それは大臣、理解が足りないと思いますよ。これをよく理解していただいて、ぜひそれを計算していただきたいんですよ。違う結果が出ますよ。

ＣＰＩというからには、何か、ＣＰＩという商標というか、こういうネーミングを使うからには、同じようにやってくださいよ、計算を。品目が違うのに、何で単純に引き算をしているんですかということを、まず強く申し上げます。

そして、最後に、これは確認をしなければいけないんですけれども、扶養についてなんですが、今回、改正案の二十八条の二項に、「報告を求めることができる。」という規定が新たに設けられました。

これは、日本は非常に扶養については厳しい国なんですね。私もそれは気になるところではあるんですけれども、十一ページを見ていただきますと、これは、厚生労働省が提出した資料なんですが、ほかの国で公的扶助制度についての扶養の範囲、日本は御存じのように民法で規定されている三親等以内の親族なんですが、ほかの国、例えばドイツは、血族または姻戚と同一の世帯、つまり、血族というのは、父母、祖父母、おば、おじですね、こういうもの、プラス同一の世帯、一緒に住んでいるところということで、非常に限定されている。フランスは夫婦間と未成年の子供、スウェーデンは夫婦間と未成年の子供、イギリスも夫婦間と未成年の子供、アメリカも夫婦間と未成年の子供ということなんですね。

日本だけ、アジア特有なのか、これほど広い扶養の話があって、三親等といいますと、十三ページを見ていただきますと、本人が真ん中にいたら、例えばひ孫の配偶者まで入るんですね、ひ孫の配偶者。あるいは、当然、孫の配偶者も入りますけれども、かなり、おじさんの配偶者、あるいは、めいとか、全員と会っていないという方もいらっしゃるとは思いますけれども、こういう広い範囲になっている。

原則というのがあるんですね。現在の原則というのは、十四ページにありますけれども、生活保護で、扶養義務者に通知を出すんですね。通知を出すんですが、基本的には、法律上絶対的扶養義務者にだけ出す。絶対的扶養義務者というのは親兄弟、子供でありますけれども、それ以外については特別な事情があるときだけ提出する。一、その者が、過去に当該申請者またはその世帯に属する者から扶養を受けたことがある場合。二、その者が、遺産相続等に関し、当該申請者またはその世帯に属する者から利益を受けたことがある場合。三、当該親族間の慣行または当該地域の慣行により、その者が当該申請者またはその世帯に属する者を扶養することが期待される立場にある場合。この三のいずれかにある場合は絶対的扶養義務者以外にも通知を出せるということなんです。

今回、報告を求めることができる規定が新たに置かれましたけれども、そうすると、この規定を生かした上、さらにこれは対象を、つまり、求めることができる対象というのは厳しく限定されるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○田村国務大臣　まず、海外との違いというのは、それは歴史的や文化的なものがあるんだと思います。

この生活保護の場合、民法から引っ張ってきておりますので、そういう意味では、扶養義務とい

う意味からすれば民法上の範囲ということになっておるわけでございます。

ただ、今、報告等々に関しまして申し上げれば、これは軒並み行くわけではないということはもう御理解いただいておるというふうに思います。蓋然性の高いといいますか、要は、扶養していただける可能性が非常に高い、こういう方であって、もちろん、その中において、人間関係が家族とはいえどもいろいろございますから、人間関係として切れておられるという方、もしくは虐待や何かで避難されてこられた方、そういう方含めて、そういう方には当然行かないわけであります。言うなれば、家事審判等々でこれは……（長妻委員「いや、どんな方に。対象者の条件」と呼ぶ）いや、ですから、そういう中において、蓋然性の高い方に関してこのような報告書をお送りするということでございます。

○長妻委員　蓋然性の高いというのは、どんな要件ですか。

○田村国務大臣　十分に扶養いただける条件の整っておられる方、つまり、家裁の方に家事審判を起こして、裁判等々でしっかりとそれまでの保護費に対して請求をさせていただける、そういうような方に関しては報告を送らせていただくということになります。

○長妻委員　そうしますと、私が今読み上げた、現在、通知の対象範囲の特別な事情というもの、これは守られるわけですか、報告を求める対象者においても。

○村木政府参考人　現在の民法上の扶養義務の範囲でも、三親等以内の親族については特別な事情がある者ということで、民法でもそこは限定をされておりますので、今実施をしているところから拡大をすることはないということで考えております。

○長妻委員　これは重要なんですが、では、今実施するところから拡大がない、拡大はないか、同じなのか、今実施しているものよりも絞るのか、この求める規定ですね、それはどっちですか。

○村木政府参考人　扶養照会については、現在と変わらない、縮小も考えておりませんし、拡大も考えていないということでございます。（長妻委員「求める」と呼ぶ）

それから、報告を求める通知を行うということについては、これは極めて限られたものというふうに考えております。

○長妻委員　そうすると、通知の三条件よりも、これよりも狭い、限られる、こういうことでよろしいんですか。

○村木政府参考人　そのとおりでございます。

○長妻委員　扶養のことは、さっき世界の例も見ましたけれども、いろいろな専門家とも話しましたが、非常に日本は厳しいのではないかと思います。

例えば、女性がいらっしゃって、その女性の三親等の中に生活保護を受けておられる方がいらっしゃる場合、その女性と一定の財産を持って結婚された方がいて、御家庭ができた場合は、やはり扶養義務になる。しかも、かなり遠い関係で、一度も会っていない方もその中にはいらっしゃるかもしれませんけれども、そういうところまで厳しく厳しくやっていくと、本来の趣旨とはかけ離れてくるんじゃないのかと思います。

最後に、田村大臣に一点だけお考えをお伺いしますが、貧困というのは、社会の責任なのか、自己責任なのか、どっちだと思いますか。

○田村国務大臣　まず前段のお話でありますけれども、扶養義務というものは、実態をしっかりと現場が把握をいただかなきゃいけませんから、人間関係が全くない中で扶養してくださいということにはなかなかならないということでございますから、そこは常識の範囲の中で、現場が御理解をいただくという話になると思います。

それから、今のお話でありますが、社会の問題か、個人の問題か。これは両方ともあると思います。

社会が貧困を生み出すような環境、経済環境も含めて、そういう環境をつくっている、そういう中において生まれてくる貧困もあれば、御本人が努力をされない、もしくは、御本人が外れた道を歩かれるという中において貧困に入られる方々もおられますから、両方ともあろうというふうに思いますが、我々は、社会の貧困をなるべくなくすように努力をしてまいらなければならない、このように思っております。

○長妻委員　時間が参りました。これで終わりますが、二十四条の問題、生活扶助ＣＰＩの問題、私は、これは非常に大きな問題、おかしいと思っておりますので、引き続き、また申し上げたいと思います。

ありがとうございました。